7 相談・貸付～返済までの流れ

相談開始から資金交付まで最短でも1か月程度かかります。

転居の必要がある世帯：住宅入居費あり
転居の必要がない世帯：住宅入居費なし

1 ハローワークで確認
- ●求職申込み受理状況、雇用保険･雇用施策の該当状況、利用状況の確認をします。
- ●「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」に記入･捺印してもらいます。

相談・申請
住居確保給付金申請
住居確保給付金相談（対象者は申請）

2 総合支援資金の相談
- ●総合支援資金について説明を受けます。
- ●「初回相談カード」「総合支援資金相談カード」に必要事項を記入し、相談員と面接します。

アパート探し

3 自立計画作成
- ●自立相談支援プランが作成されない方は、相談員と「自立計画」を作成します。

4 総合支援資金の申込み
- ●相談により資金の申込みが適切と判断された場合は、必要書類を揃えてください。申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、区市町村社会福祉協議会に申込みをします。

住宅の賃貸借契約
※停止条件付賃貸借契約

5 審 査
- ●東京都社会福祉協議会が審査します。
- ●審査を進める中で追加で確認させていただくことや、書類提出をお願いすることがあります。

6 住宅入居費決定
住居確保給付金支給決定（対象者）

7 生活支援費等決定
- ●「貸付決定通知書」「借用書」等が届きますので、内容を確認してください。

8 住宅入居費送金用書類提出
- ●「賃貸契約書の写し」を提出してください。

9 住宅入居費送金
- ●不動産業者等に直接送金されます。

賃貸借契約効力発生
※停止条件付賃貸借契約



住民登録
住居確保給付金決定

10 交付後確認書類提出
- ●「住居確保給付金支給決定通知書の写し」「住民票の写し」「住所設置届」を提出してください。

11 生活支援費等借用書提出
- ●「借用書」は借受人と連帯保証人それぞれが、ご自身で必要事項を記入・捺印してください。住所や氏名は印鑑登録証明書と同じ表記にしてください。
- ●「印鑑登録証明書」（借受人・連帯保証人）は、借用書の枚数分、提出してください。
- ●「預金口座振替依頼書」を提出してください。

12 生活支援費初回送金
- ●借用書は、区市町村社会福祉協議会を経て、東京都社会福祉協議会に提出され、原則として本人口座に送金します。書類に不備があった場合等は、送金は再提出・確認後となります。

13 生活支援費継続送金
- ●区市町村社会福祉協議会で面接をし、就職活動状況や生活状況を確認したうえで、送金を継続できるか判断します。

14 辞退
- ●就職内定した場合は、残りの貸付について辞退となります。初回給与までの生活が必要な場合は必要な範囲で送金を継続します。

15 据置期間（6か月）

16 返済（償還）開始
- ●6か月間の据置期間を経て返済開始となります。
- ●本人指定の口座から毎月22日に引き落としになります。

17 返済（償還）完了

各区市等の自立相談支援機関 ※継続的な支援
- ●自立相談支援機関の支援員と社会福祉協議会の相談員が連携して、一体的に支援を行います。
- ●自立相談支援プランや、貸付の決定、返済状況についても共有を行います。

2025.4 (5,000)